

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年12月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500296号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500095号

第1 結論

請求者のA社における平成24年8月1日から平成25年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年8月から平成25年6月までの標準報酬月額については、9万8,000円から22万円とする。

平成24年8月から平成25年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年8月から平成25年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年8月1日から平成25年7月1日まで

A社における請求期間の標準報酬月額が相違している。当時、国の記録よりも高い標準報酬月額に相当する給与の支給を受けており、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初9万8,000円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成27年8月13日に、9万8,000円から24万円に訂正されているが、当該訂正後の標準報酬月額(24万円)は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されていることから、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初記録されていた9万8,000円であることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書及び事業主から提出された請求者に係る賃金台帳(以下「給与明細書等」という。)により、請求期間において、事業主により9万8,000円を超える標準報酬月額に見合う給与の支給及び厚生年金保険料の源泉控除が行われていた

ことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を請求者の当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、提出の遅延を認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500116号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500094号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年6月から平成20年9月16日まで
② 平成20年9月16日から平成21年12月31日まで

私は、ハローワークでA社の募集を見て、平成19年6月に同社と社会保険加入の雇用契約を結び、請求期間①の期間は正社員として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録がない。また、請求期間②の期間は、B社の食堂部門で正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、私の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社は、請求者が同社の関連会社であったC社に勤務していたとしているが、雇用保険の記録、請求者から提出された預金通帳、A社の複数の元従業員の回答及び同社から提出された請求者に係る「作業員マスタメンテナンス」による従業員情報から判断すると、請求者はA社に勤務していたと考えるのが妥当である。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る賃金明細書により、請求者は、請求期間①において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、B社から提出された給料明細書及び事業主の回答により、請求者は

同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、B社は、請求期間②当時は役員のみが厚生年金保険に加入しており、役員以外の者は加入していない旨回答している上、上述の給料明細書及び請求者から提出された平成 20 年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、請求期間②において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。